

議案第67号

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、簡易な評価方法による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の事務に係る手数料の算出方法を定める必要があるによる。

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市建築関係手数料条例（平成12年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第7備考を次のように改める。

備考

- 1 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出がある場合の手数料の金額は、この表に規定する手数料の金額に、当該申出に係る建築物の床面積の区分に応じ、それぞれ別表第1 1の項に規定する手数料の金額、同表2の項に規定する手数料の金額及び同表3の項に規定する手数料の金額を加えて得た額とする。
- 2 1の項(3)及び(4)並びに2の項(3)及び(4)に掲げる場合において、住宅の共用部分を審査しないときは、当該共用部分の床面積の合計の区分に応じて定める金額は、零とする。

別表第10 6の項金額の欄(1)中「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)」に、「仕様基準」を「仕様基準等」に改め、同欄(2)中「仕様基準」を「仕様基準等」に改め、同表備考第2項を次のように改める。

- 2 4の項(3)及び(6)、5の項(3)及び(6)並びに6の項(2)及び(3)に掲げる場合において、住宅の共用部分を審査しないときは、当該共用部分の床面積は、床面積の合計に算入し

ない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。